

所 信

令和 2 年 10 月 5 日
日本証券業協会
全国証券取引所協議会
一般社団法人 投資信託協会

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受け、国難とも言うべき厳しい局面に置かれている。経済活動の抑制を強いられたことで内外の需要が停滞するとともに、雇用や GDP 等についても落込みが見られる事態となっており、先行きが厳しい状況が見込まれる。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、感染症拡大防止策と経済活動の段階的引上げを進めるとともに、変化を取り入れて多様性を活かすことによりリスクへの耐性を高めながら、感染症が収束した後において我が国が持つ独自の強み・特性を活かした経済社会の実現を目指す方針が取りまとめられたところである。

我々としても、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展及び「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進に資するとともに、国際金融都市の確立に貢献できるよう、以下に掲げる課題に全力で取り組む所存である。

関係各位におかれては、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 新型コロナウイルス感染症への対応と、明るい未来への取組み

政府における行政上その他諸制度の手続きに係る書面・押印等の不要化・電子化の進展に応じ、証券業界・資産運用業界における各種届出等のさらなるペーパーレス化・デジタル化のための取組みを推進するとともに、関係各方面への働きかけを行う。また、デジタルトランスフォーメーション (DX) の時代に適応し、広報、金融・証券教育等において Web 等の活用を推進する。

SDGs に関して、新型コロナウイルス感染症対策に関連するソーシャルボンド等を含む SDGs 債の普及や、感染症予防対策を踏まえた業界における働き方改革の推進、経済的に厳しい状況にある子供等への支援を行う。

さらに、Web 等を活用して海外の関係機関と情報交換及び連携を図り、グローバルな金融資本市場の機能の維持・強化に貢献する。アジア証券人フォーラムにおいては情報交換及び連携等を主導し、アジア域内の金融資本市場が持続的な経済・社会の実現に貢献するものとなるよう取り組む。

II. 投資による資産形成の推進

1. 人生 100 年時代に対応した資産形成

新型コロナウイルス感染症の影響が経済社会に及ぶ中にあっても、「人生 100 年時代」を踏まえ、証券業界・資産運用業界として、投資による中長期的な資産形成をより一層推進していく必要がある。

まず、つみたて NISA を始めとした NISA 制度について、広報活動を展開するとともに、制度の拡充・利便性向上につながる働きかけを関係各方面に対して行う。また、確定拠出年金制度の普及のための制度・事務改善に向けた取組みや、職場を通じた資産形成を促すための普及活動を引き続き行う。

さらに、株式保有のメリットを周知する方策を検討・実施し、幅広い層に株式投資の魅力を訴えけるとともに、若年層を中心に証券投資に興味・関心を持ってもらえるよう、証券投資の意義・目的の理解促進を図る広報活動を実施する。投資信託等については、NISA、iDeCo の一層の制度普及を通じ、その長期・分散・積立投資の効果を広く認識してもらうための活動を行う。

加えて、投資者の利便性を向上させる観点から金融所得課税の一体化について、またリスク資産の世代間移転を円滑にする観点から相続税評価額等の見直しについて、関係各方面への働きかけを行う。

2. 金融・証券知識の普及啓発

金融・証券に関する内容が拡充した新学習指導要領に基づく授業の開始や、学校現場における ICT 化の進捗を見据えて、副教材の開発・提供等の支援を進める等、学校向けの金融・証券教育支援活動を推進する。また、新型コロナウイルス感染症による現下の環境を踏まえ、Web 等による活動のさらなる強化を図りつつ、投資未経験者・初心者を中心とした社会人向けの証券知識の普及・啓発活動を推進する。

III. 活力ある金融資本市場の実現

1. 金融資本市場の機能・競争力の強化

ブロックチェーン技術を活用した株や債券等の有価証券への対応等、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行うとともに、金融イノベーションへの対応として、関係機関等との連携を図りながら情報収集を行い、証券業界・資産運用業界に与える影響等について調査・研究を進める。

また、総合取引所での取引が開始されたことを踏まえ、デリバティブ市場の一層の発展及び投資者の利便性のさらなる向上を図る。加えて、ベンチャー企業等へのリスクマネーの供給促進を図る観点から、投資者保護にも十分配慮しつつ、非上場株式の勧誘規制等の見直しについて検討を行う。

マイナンバー制度については、引き続き、制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、顧客からのマイナンバー提供の促進に向けた周知活動を行う。

2. 市場仲介者及び資産運用者の機能・信頼性の向上

「顧客本位の業務運営に関する原則」に関する運営状況を踏まえて必要な対応を検討・実施するとともに、高齢の顧客に適応した金融サービスが提供できるよう、必要な対応を進める。また、自主規制規則についてプリンシプルベースの視点での見直しを行う。

さらに、新業態となる金融サービス仲介業者について、金融商品取引業者と同様に適切な投資者保護が図られるよう、関係者ととともに取り組む。

IV. SDGs への取組みの実質化等の推進

1. SDGs への取組みの実質化

SDGs 債の普及に向けた取組みを推進するほか、再改訂版スチュワードシップ・コードにより掲げられたサステナビリティ (ESG 要素を含む中長期的持続可能性) を考慮し、社会的課題の解決に貢献出来る取組みを推進する。

また、働き方改革・女性活躍の積極的な推進や、経済的に厳しい状況の子供達が将来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援等を継続していくとともに、SDGs 達成に向けた国内外のパートナーシップの強化を行う。

2. グローバルな情報発信・連携の拡充

海外関係者との会議・イベントの Web 開催・参加を行うとともに、英語による情報提供を一層充実させ、我が国金融資本市場の現状や取組みについて積極的な情報発信を行う。

また、金融資本市場に関連する国際的な法規制等の動向について、国内外の関係機関と連携を図りながら適切な情報収集・交換を行い、共通課題への対応を進めるとともに、国内へのフィードバックを行う。

以 上